

大子町耐震改修促進計画 《概要版》

1. 計画の背景と目的等

計画の背景と目的

阪神・淡路大震災では、地震を直接の死因とする人の約9割が、家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるものでした。一方、東日本大震災では、現行の基準に従って建設・補強された建築物は、地震の揺れによる被害は限定的でした。これらより、大規模地震による建築物の被害を減らすためには、建築基準法の「新耐震基準」導入前（昭和56年5月31日以前に建築確認を受け着工）の建築物について耐震性の向上を図ることが重要と考えられています。

耐震化促進の一層の強化を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）が平成25年11月に改正施行されました。茨城県では「茨城県耐震改修促進計画」が平成19年3月に策定され、平成28年3月に改定が行われました。

大子町でも、建築物の耐震化を促進し、地震に対する安全性の向上を図ることを目的として、「大子町耐震改修促進計画」を策定することにしました。

計画の位置づけ

本計画は耐震化の目標を定めるもので、耐震改修促進法に基づき、国の基本方針及び県の計画、大子町総合計画等、関連する計画を踏まえて策定するものとします。

対象期間

2019年度（平成31年度）から2025年度までの7年間とします。

対象区域及び対象建築物

- ◆対象区域：大子町全域
- ◆対象とする建築物：
建築基準法の「新耐震基準」
に適合しない建築物
(右表参照)

※耐震化率の算定にあたり、新耐震基準の建築物も含めて集計しています。

区 分	内 容
住 宅	戸建住宅、共同住宅(長屋建を含む)
特定建築物	①不特定多数・避難上の要配慮者が利用する建築物 (多数の者が利用する建築物)
	②危険物を取扱う建築物
	③地震発生時に通行を確保すべき道路の 沿道建築物(避難路沿道建築物)
町有建築物	町が所有する建築物のうち、面積200m ² 超のもの (特定建築物を除く)

2. 大子町において被害が想定される地震

茨城県地震被害想定調査（平成30年12月公表）では、町の位置する県北部において、最大震度5強以上の地震が予想されており、注意が必要です。

想定地震名	参考モデル	大子町の想定最大震度
F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震(F1断層)	原子力規制委員会 審査会合資料など	5強
棚倉破碎帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震(棚倉破碎帯)		6強
太平洋プレート内の地震(北部) (太平洋プレート(北部))	地震調査委員会 長期評価部会での議論	5強

3. 建築物の耐震化の現状と目標

住宅の耐震化の現状と目標

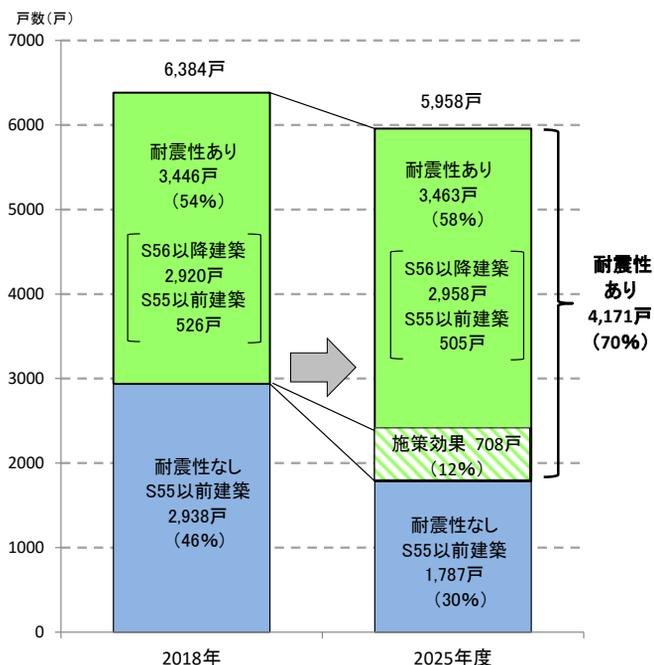
◆耐震化の現状と推計

- ・2018年の現状戸数
住宅の総戸数：6,384戸
耐震化率：54%
- ・2025年度の推計戸数
住宅総戸数：5,958戸
耐震化率：58%

◆耐震化の目標

2025年度までに
住宅の耐震化率を**70%**
とします。

※住宅の総戸数と耐震化率は、
住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）、
茨城県住宅着工データ（茨城県）等を基に
推計しています。



多数の者が利用する建築物（特定建築物）の耐震化の現状と目標

◆耐震化の現状

区分	計 A=B+D	旧耐震基準		新耐震 基準D	耐震性あり E=C+D	耐震化率 (%) E/A
		B	うち耐震性ありC			
多数の者が利用する公共の建築物	37	16	9	21	30	81%
多数の者が利用する民間の建築物	11	6	2	5	7	64%

◆耐震化の目標

多数の者が利用する公共の建築物：個別の建替え等の計画により耐震化を進めていきます。
多数の者が利用する民間の建築物：必要な知識の普及・啓発や指導を行い、耐震化を促進して
いきます。

危険物を取扱う建築物（特定建築物）の耐震化の現状と目標

◆耐震化の現状

計 A=B+D	旧耐震基準		新耐震基準 D	耐震性あり E=C+D	耐震化率 F=E/A
	B	うち耐震性ありC			
4	3	1	1	2	50%

※地下貯蔵タンクは対象外としています。

◆耐震化の目標

必要な知識の普及・啓発や指導を行い、耐震化を促進していきます。

町有建築物（特定建築物を除く）の耐震化の現状と目標

◆耐震化の現状

計	旧耐震基準	新耐震基準※
84	31	53

※旧耐震基準の建築物で耐震性の確保が認められるものを含みます。

◆耐震化の目標

町有建築物については、災害時における活動拠点として、防災上重要な建築物が多いことから、計画的に耐震化を促進していきます。

4. 建築物の耐震化を促進するための支援策

耐震化の促進に係る基本的な考え方

建築物に関わる防災対策は、建築物の所有者等が「自らの生命・財産は自らが守る」という意識を持ち、建築物の安全性の確保に取り組むことが重要です。

これらを基本的な考え方とし、町は、建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすいように、助成制度や耐震化促進のための環境の整備、知識の普及・啓発等に努めます。また、既存の支援策に加え、町が支援する制度を整備し、耐震化の促進を図ります。

◆支援策の情報提供

建築物の所有者が耐震診断・耐震改修を実施するにあたっての支援策について周知を図り、耐震診断・耐震改修等の円滑な実施を促します。

◆地震時の総合的な安全対策

地震による建築物内外の施設における減災を図るため、総合的な安全対策を推進します。

5. 耐震改修等を促進するための指導や助言等

改正耐震改修促進法では、耐震基準に適合していない全ての建築物について、耐震化の努力義務を課しています。このため、県や所管行政庁は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に向けて必要があると認めるときに、耐震改修促進法に基づき、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言を行います。

町は、所管行政庁である県と連携し、適切な指導、助言等が行われるよう努めます。

6. 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時に通行を確保すべき道路には、茨城県緊急輸送道路と避難路があります。これらの道路沿いにある建築物は、重点的に耐震化を促進していきます。

◆茨城県緊急輸送道路

茨城県緊急輸送道路のうち、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路が、地震時に通行を確保すべき道路に指定されています。大子町を通る道路は以下の通りです。

名称	区分
国道118号	第一次緊急輸送道路
国道461号（県境：栃木県～小生瀬十字路交差点）	第一次緊急輸送道路
主要地方道 北茨城大子線	第一次緊急輸送道路
国道461号（小生瀬十字路交差点～町境：常陸太田市）	第二次緊急輸送道路
主要地方道大子那須線	第三次緊急輸送道路
一般県道梨野沢大子線	第三次緊急輸送道路
町道112号線	第三次緊急輸送道路

◆避難路

町内の小学校と中学校の通学路を避難路として指定しています。